

未成年の消費トラブル ~ 成人年齢引き下げで問題も ~

内容

3週間前、他県に暮らす18歳の息子が150万円の中古車購入を契約した。ネットで見つけた車で、販売業者に問い合わせたら「超お買い得」「早い者勝ち」などと勧められ、手付金1万円を払った。焦った息子は「親は購入を了解している」と言ったようだが、私が知ったのは昨日だ。息子が払える金額ではないので解約を申し出たが、解約金30万円を請求すると言われた。確かに契約書に解約金2割と規定されているが、息子は事前の説明は一切受けていないと言う。支払わなければいけないか。(40代、男性)

消費生活センターからのアドバイス

契約は「申し込み」と「承諾」の意思の合致で成立し、いったん成立すると、片方の勝手な都合で契約を取り消したり変更したりできないのが原則です。例外として、民法では親権者の承諾のない未成年者契約の取り消しを認めています。ただし「成人している」「親は了解済み」などと偽ると適用されない場合があるので注意しましょう。

この事例では、注文書に本人の署名・捺印はなく、業者が契約書の内容を説明せず確認も不十分だったことを認めたことや焦らせるような勧誘などの問題点を総合的に考え、未成年者取り消しの主張が可能と判断し、交渉しました。手付金は返金されませんでした。解約金なしで解約できました。

18歳成人年齢引き下げの民法改正が国会で成立し、2022年4月に施行されます。成人後は契約の機会、金額が多くなるので、18歳と19歳の消費トラブル増加の危険性も指摘され、国では学校での消費者教育強化など対策を進めています。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月~金曜日) ... 午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります